

# 令和5年度佐賀県臨床研修病院バスツアー運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和5年度佐賀県臨床研修病院バスツアー運営業務

## 2 事業目的

県内の臨床研修医の確保に向け、県内外の医学生が県内基幹型臨床研修病院等を訪問見学することで接点を作り、県内で臨床研修を行う興味関心を高めるためバスツアーを開催する。

## 3 委託内容

※バスツアー日程、対象者及び訪問先については、別紙「ツアー概要」を参照すること。

### (1) バスツアー企画及び運営に関すること

- ① 旅程の作成
- ② 貸切バス及び運転手の手配
- ③ 昼食の手配
- ④ 旅程において発生する実費の支払い
- ⑤ バスツアー運営中の記録（移動中及び訪問先での記録写真）
- ⑥ 参加後アンケート（次回以降の改善を検討するため）

#### 【条件】

- ・集合地と解散地は佐賀市内で参加者の利便が良い場所とすること
- ・各病院の受入可能時間（事前に県が調整する）及び移動時間を考慮し、効率の良い旅程を作成すること（有料道路使用可）
- ・貸切バスは、佐賀県内の事業者で、かつ、公益社団法人日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において二ツ星又は三ツ星に認定されている事業者を利用すること

### (2) 参加者募集の広報、申込受付及び参加者管理に関すること

- ① 事業目的を踏まえ、ターゲットとする対象者への効果的な告知と参加意欲や興味関心を喚起する広報を行う
- ② 参加希望者の質問等への対応
- ③ 参加希望者の申込受付
- ④ 参加希望者への連絡（申込確認、集合時刻・場所の連絡等）

#### 【条件】

- ・ツアー対象者の参加意欲及び興味関心を喚起するため、ダイレクトメール配信、メディア媒体の活用（メールマガジンやSNS、ホームページ等）、キャンペーン及び対象学生が在籍する大学等へのアプローチを工夫し、参加者目標数達成に向け広報すること
- ・特に、佐賀県出身者並びに佐賀県又は九州地方で働くことに興味があるなど、県内の臨床研修に関心を持ちやすい層に効果的に情報発信する手法を提案すること

#### 【留意事項】

- ・佐賀大学及び長崎大学に在籍する佐賀県地域枠学生4～5年生には県から告知する

- ・県外大学に在籍する医学生がツアーに参加する場合は、佐賀県による交通費助成を活用できる
- ・原則として、2日間の全日程に参加できる者を優先する

(3) ツアー当日の安全管理及び緊急時の対応に関すること

- ① 旅程の進行管理
- ② 交通状況の確認
- ③ 緊急時の参加者の安全確保及び連絡体制の構築

(4) 県医療人材政策室との打合せ

- ① 参加者募集の告知手法については募集開始前に協議する
- ② 申込状況に応じて、募集方法変更、バス増便及び旅程変更等について、適宜協議する

(5) 訪問先医療機関との打合せ

- ① 各医療機関におけるバス発着時刻、停車場所及び待機中の駐車場所等を調整する
- ② 募集終了後に催行人数を連絡する
- ③ 各医療機関の訪問時の注意事項等の確認（感染症対策等）

(6) 実績報告

事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（任意様式）を作成し、関係書類（参加者募集の実績、参加者数、参加者の属性、参加者アンケート結果、記録写真等）を添えて委託者に提出すること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和5年9月29日（金）まで

#### 5 委託上限額

800千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（想定参加者30名程度、バス1台運行）

##### 【計上対象経費】

人件費、企画、及び運営に要する経費、参加者の募集・受付・管理に要する経費、バス借上料、運転手賃金、有料道路使用料、バス燃料費、駐車場料金、参加者及び訪問先医療機関への連絡に要する経費、参加者及び訪問先への配布資料の作成及び印刷経費、参加者の昼食代

#### 6 契約の変更

- ・参加希望者が想定を上回るときは、県及び受託者の協議のうえでバスを増便する。この場合は、増便に必要な経費を計上して委託費を変更する。
- ・悪天候等によるやむを得ない理由によりツアーを中止若しくは時期又は訪問先等を変更する場合は、中止又は変更に伴い使用しない経費と新たに発生する経費を計上し、県と受託者で協議のうえで委託費を変更する。

## 7 留意事項

- ・委託業務の実施にあたっては、県と受託者で適宜協議を行い決定する。
- ・委託業務の実施に必要かつ適切な人員配置を行うとともに、責任者を明確にし、業務に係る県又は医療機関からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ県が承諾した場合は、この限りではない。
- ・本事業の実施において申請・届出等が必要な場合については、受託者によりこれを行うこと。
- ・本事業の実施に係る設備・資機材及び景品等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めること。
- ・真にやむを得ない理由がある場合は、ツアーの時期及び訪問先等を変更する可能性がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- ・受託者の責任による訪問先医療機関の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- ・本事業の実施にあたって、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

**別紙****ツアーオーバー概要****ツアーオーバー日程、対象者及び訪問先**

開催日	令和5年8月7日（月）、8月8日（火）の2日間 昼食付き、宿泊なし、2日間日帰り
対象者	以下の募集対象者のうちツアーオーバーに参加を申し込んだ者 ①佐賀大学医学部医学科に在籍する医学生3～5年生 ②県外の大学に在籍する医学生4～5年生 ③佐賀大学及び長崎大学に在籍する佐賀県地域枠学生4～5年生
目標参加者数	医学生：30名程度（想定：①10名、②10名、③10名） 引率者：3名程度（県及び佐賀大学の関係者）
訪問先※	8月7日（月） 午前 ・佐賀大学医学部附属病院（佐賀市鍋島5丁目1-1） ・唐津赤十字病院（唐津市和多田2430） 午後 ・伊万里有田共立病院（西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地） ・新武雄病院（武雄市武雄町大字富岡12628番地） 8月8日（火） 午前 ・佐賀県医療センター好生館（佐賀市嘉瀬町大字中原400番地） ・国立病院機構佐賀病院（佐賀市日の出一丁目20-1） 午後 ・国立病院機構嬉野医療センター（嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3）
訪問先での実施内容	滞在時間：各病院1時間程度 実施内容：各病院が企画する
参加料	ツアーオーバー参加者から参加料（バス乗車料、昼食代）は徴収しない。

※医療機関の受入可能日を調査したうえで訪問スケジュールを設定した。

詳細な訪問時刻は旅程作成の過程で各医療機関と調整すること。